

関市告示第10号

関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和7年1月10日

関市長 山下清司

関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、食料品、原油価格、電力、ガス料金等の高騰により著しい影響を受ける市内の障害福祉事業等を行う事業者に対して関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、持続的なサービスの提供を支援し、安定的な施設運営の継続を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「障害福祉事業等」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号及び第4号並びに第3項第2号及び第4号の2に規定する社会福祉事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項に規定する事業であって、市長が適当と認める事業をいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、令和6年12月1日（以下「基準日」という。）から令和7年3月31日までの間市内に事業所を有し、かつ、当該事業所で障害福祉事業等を行っている者とする。ただし、基準日から令和7年3月31日までの間に災害その他やむを得ない事由によらず障害福祉事業等を廃止し、又は休止（予定を含む。）する者を除く。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表の第1欄に定める区分に応じ、第2欄に定める額と

する。

(支援金の交付申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和7年2月14日までに関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金交付申請書(別記様式第1号)に支援金額算定調書(別記様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付するかどうかを決定し、関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金交付(不交付)決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定による支援金の交付決定について条件を付けることができる。

(支援金の交付等)

第6条 前条第2項の規定により、支援金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該通知を受けた後速やかに関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金請求書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは支援金を交付するものとする。

(支援金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 交付決定者が第3条に規定する支援金の交付対象者の要件を満たさなくなったことが明らかになったとき。

(2) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。

(3) 交付決定者が偽りその他不正の行為により支援金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(4) その他市長が支援金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金交付決定取消(返還)通知書(別記様式第5

号)により交付決定者に通知する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年1月10日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに支給決定した支援金に係る第7条の規定の適用については、同日以後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

1 対象となる事業	2 金額（1事業所あたり）
<p>（1）居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援及び訪問入浴サービス</p> <p>※同一の事業所で介護サービスを提供している場合を除く。</p> <p>※共生型サービスを除く。</p>	<p>13,950円</p>
<p>（2）就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援及び相談支援（一般、特定及び障害児）</p> <p>※相談支援については、一般、特定及び障害児を合わせて一つの事業所とみなす。</p>	<p>13,950円</p>
<p>（3）生活介護（障害者支援施設の日中活動サービスを除く。）、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、短期入所（空床利用型を除く）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援及び地域活動支援センターを経営する事業</p> <p>※これらのサービスについては、サービスごとにそれぞれ異なる区画又は部屋で当該サービスを提供しているときは、当該サービスごとに申請することができる。</p> <p>※共生型サービスを除く。</p>	<p>44,950円</p> <p>食材料費加算分</p> <p>1,800円に12月に食事の提供を行った延べ利用者数を12月の営業日数で除して得た数（小数点以下の端数は、これを切り上げるものとする。）を乗じて得た金額</p> <p>※次のいずれかに該当する場合に限る。</p> <p>①食事提供体制加算を算定している場合</p> <p>②食事提供サービス実施している（出前の方式や市販の弁当を購入して利用者に提供する方式を除く。）場合</p>
<p>（4）施設入所支援、共同生活援助、療養介護並びに福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設を経営する事業</p>	<p>定員20人未満</p> <p>5,400円に定員数を乗じて得た額に41,250円を加えた額</p> <p>定員20人以上40人未満</p> <p>5,400円に定員数を乗じて得た額に123,750円を加えた額</p> <p>定員40人以上60人未満</p> <p>5,400円に定員数を乗じて得た額に206,250円を加えた額</p>

	定員60人以上80人未満 5,400円に定員数を乗じて得た額に 288,750円を加えた額
	定員80人以上100人未満 5,400円に定員数を乗じて得た額に 371,250円を加えた額
	定員100人以上120人未満 5,400円に定員数を乗じて得た額に 453,750円を加えた額
	定員120人以上 5,400円に定員数を乗じて得た額に 536,250円を加えた額

※事業所数及び利用定員は、令和6年12月1日時点のものとする。

年 月 日

関市長 様

法人所在地

法人名

代表者役職

代表者氏名

関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金交付申請書

関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

支援金交付申請額 金 円

添付書類

- ・ 支援金額算定調書

担当者	
電 話	
F A X	
e-mail	

別記様式第2号（第5条関係）

支援金額算定調書

No.	①事業所 番号	②施設等名 ※指定（更新）通知書に記載されているとおりに入力	③サービス名	④食材料費加 算の有無	⑤食材料費加算の根拠 ※④で「有」を選択した場合のみ入力	⑥令和6年12月1日時点 の定員数（注1）（注2）	⑦支援金単価 （円）	⑧食材料費 加算分 （円）	⑨支援金額 （⑦+⑧） （円）
(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、訪問入浴サービス ※事業所ごとに記載してください。									
1									
2									
3									
4									
5									
								(1) 合計	
(2) 就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、相談支援（一般、特定、障害児）									
1									
2									
3									
4									
5									
								(2) 合計	
(3) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、短期入所（空床利用型を除く）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援、地域活動支援センター									
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
								(3) 合計	
(4) 施設入所支援、共同生活援助、療養介護、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 ※複数建物がある場合でも、事業所ごとに記載してください。									
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
								(4) 合計	

（注1）（3）の事業については、12月に食事の提供を行った延べ利用者数を12月の営業日数で除して得た数（小数点以下の端数は、これを切り上げるものとする。）

（注2）障害児入所施設の場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条に基づいて入所した児童を含むものとする。

申請額 (1) 合計 + (2) 合計 + (3) 合計 + (4) 合計 = _____

※入力方法は「(別紙)様式2入力方法」を参照してください。

※証拠書類の添付は不要であるが、今後、提示を求める場合があるため、5年間は必ず保管しておくこと。

別記様式第3号（第5条関係）

関市指令 第 号

法人所在地

法人名

代表者役職

代表者氏名

様

関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金の交付につきましては、次のとおり決定しましたので、関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

年 月 日

関市長

印

決 定 の 内 容	交 付 ・ 不 交 付
支 援 金 の 額	円
不 交 付 の 理 由	
備 考	

注意事項

交付決定者が関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金交付要綱第3条に規定する支援金の交付対象者の要件を満たさなくなったことが明らかになったとき、交付決定者がこの告示の規定に違反したとき、交付決定者が偽りその他不正の行為により支援金の交付決定を受けたことが明らかになったときその他市長が支援金の交付を適当でないと認めるときは、支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

年 月 日

関市長 様

法人所在地

法人名

代表者役職

代表者氏名

関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金請求書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金交付要綱第6条第1項の規定により請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協			本店 支店 出張所
預貯金種別	普通・当座	口座番号	記号番号	
フリガナ				
口座名義人				

担当者	
電話	
FAX	
e-mail	

別記様式第5号（第7条関係）

関市指令 第 号

所在地

法人名

代表者氏名

様

関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金交付決定取消（返還）通知書

次のとおり、 年 月 日付け関市指令 第 号に

（よる関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金の交付の決定の全部（一部）を取り消した
より交付した関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金の全部（一部）の返還を決定した）

ので関市障害福祉事業等物価高騰対策支援金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

関市長

印

取消し・返還の内容			
取消し・返還の理由			
返還額	円	返還期限	年 月 日